

令和元年度児童福祉施設(私立保育所)等実地指導監査結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
令和元年9月5日  実地	認可保育所(私立) 第二はじめ保育園		指摘事項なし。	
令和元年9月5日  実地	認可保育所(私立) メイプル保育園		指摘事項なし。	
令和元年9月9日  実地	認可保育所(私立) かめだなかの保育園		指摘事項なし。	

令和元年度児童福祉施設(私立保育所)等実地指導監査結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
令和元年9月9日  実地	認可保育所(私立) よこごしなかの保育園		指摘事項なし。	
令和元年9月10日  実地	認可保育所(私立) 北上保育園		指摘事項なし。	
令和元年9月10日  実地	保育所型認定こども園 認定こども園 このは保育園		指摘事項なし。	

令和元年度児童福祉施設(私立保育所)等実地指導監査結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
令和元年9月12日  実地	保育所型認定こども園 にこにここども園		指摘事項なし。	
令和元年9月12日  実地	保育所型認定こども園 おぎかわ保育園		指摘事項なし。	
令和元年9月13日  実地	認可保育所(私立) みのり保育園		指摘事項なし。	

令和元年度児童福祉施設(私立保育所)等実地指導監査結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
令和元年9月13日  実地	認可保育所(私立) あいりすヒルズ保育園		指摘事項なし。	
令和元年9月18日  実地	認可保育所(私立) 白根そよ風保育園		指摘事項なし。	
令和元年9月19日  実地	認可保育所(私立) YOU鐘木保育園		指摘事項なし。	

令和元年度児童福祉施設(私立保育所)等実地指導監査結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
令和元年9月19日	認可保育所(私立) コスモス鐘木保育園		指摘事項なし。	
実地				
令和元年10月9日	社会福祉法人 常明会	法人	平成29年度決算時の資産総額の変更登記が行われていませんでした。組合等登記令第3条の規定に基づき、資産総額の変更登記については、会計年度終了後3カ月以内に行ってください。	今後は資産登記について会計年度終了後3ヶ月以内に行います。
実地	認可保育所(私立) 上木戸保育園	法人	理事及び監事の選任に係る評議員会決議について、各候補者ごとに決議されていませんでした。定款第13条第3項の規定に基づき、評議員会において理事及び監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに決議を行い、その旨議事録に明記してください。	今後は各候補者ごとに決議を行い、その旨を議事録に明記します。
		法人	監事の選任について、監事の選任議案が評議員会に提出される前に新監事2名についての現監事2名から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項に基づき、理事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に同意書等により監事の過半数の同意を得てください。	今後は監事選任については、現監事の同意書を得てから監事選任議案を提出します。

令和元年度児童福祉施設(私立保育所)等実地指導監査結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
		法人	平成30年6月16日に開催した定時評議員会の議事録について、内容に不備がありました。社会福祉法第45条の11第1項に基づき、適正に記録を作成してください。	今後は法に基づき適正に議事録を作成します。
		法人	令和元年6月15日開催の理事長を選任する理事会の開催について、招集通知が1週間前までに発出されていませんでした。理事会の開催にあたっては、社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条第1項の定めに基づき、理事会の日の1週間前までに、各理事(候補者として)及び各監事(候補者として)に対して招集通知を発してください。また、理事会の招集通知を省略する場合は、社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条第2項の定めに基づき、理事及び監事全員の同意を得た上で、同意があったことが客観的に確認できる書面を保存してください。	今後は理事会開催の1週間前までに招集通知を発出します。また、招集通知を省略する場合は、法律に基づき理事監事全員の同意を得たうえで書面に明記します。
令和元年10月18日	社会福祉法人 ふたつわ会	法人	評議員会の日時及び場所や、議題・議案を理事会で決議したことが議事録に残されていませんでした。社会福祉法第45条の14第6項に基づき、議事録に残してください。	令和元年6月12日開催の理事会議事録を訂正しました。
実地	認可保育所(私立) 青い鳥保育園			

令和元年度児童福祉施設(私立保育所)等実地指導監査結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
令和元年10月18日	社会福祉法人 藤の木原福祉会	法人	評議員会で理事及び監事を選任する際に1人ずつ決議していませんでした。定款第13条第3項の規定に基づき、1人ずつ選任の決議を行い、議事録にその旨を記載してください。	評議員会にて理事及び監事を1人ずつ決議し、その旨を議事録に記載します。
実地	認可保育所(私立) ほのぼの保育園	法人	監事の選任について、監事の選任議案が評議員会に提出される前に新監事2名についての現監事2名から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項に基づき、監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に同意書等により監事の過半数の同意を得てください。	監事の選任について、選任議案が評議員会に提出される前に新監事より同意書にて同意を得ます。
		会計	計算書類の整合性について、資金収支計算書の予算額と最終補正予算額が一致していませんでした。平成30年4月6日社援発416号「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定についての一部改正について(指導監査ガイドライン)」に基づき、最終補正予算額が資金収支計算書の予算額と一致するよう作成してください。	出納職員が入力したものを管理者、会計責任者が確認を行います。

令和元年度児童福祉施設(私立保育所)等実地指導監査結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
令和元年10月21日	社会福祉法人 和順会	法人	理事会の開催については、社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般法人法第94条第1項の定めに基づき、理事会の1週間前までに、理事長が招集通知してください。	ご指摘の通り改善します。
実地	認可保育所(私立) 船江保育園	法人	評議員会の招集については、社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法第182条第1項の規定に基づき、招集通知を書面で1週間前までに評議員へ発出してください。	ご指摘の通り改善します。
		法人	評議員会の開催について、理事会において評議員会の開催日時・場所及び議題等の決定をしていませんでした。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び社会福祉法施行規則第2条の12により、評議員会の開催については理事会の決議により日時・場所及び議題等を決定し、評議員会の招集通知には、開催日時・場所及び議案等を記載してください。	ご指摘の通り改善します。
		法人	理事長の選任については、社会福祉法第43条第1項に基づき、役員を評議員会で決定した後に、社会福祉法第45条の13第3項に基づき、選任された理事の中から選出してください。	ご指摘の通り改善します。
		法人	監事全員が欠席した理事会がありました。社会福祉法第45条の18第3項により準用される一般法人法第101条にもとづき、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べてください。	ご指摘の通り改善します。
		法人	理事会の議事録には定款第27条に基づき、理事長及び監事が署名してください。	ご指摘の通り改善します。

令和元年度児童福祉施設(私立保育所)等実地指導監査結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
		法人	<p>監事の選任について、監事の選任議案が評議員会に提出される前に新監事2名についての現監事2名から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項に基づき、理事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に同意書等により監事の過半数の同意を得てください。</p>	<p>ご指摘の通り改善します。</p>
		法人	<p>評議員会の決議により理事及び監事を選任していますが、各候補者ごとに決議を行っていませんでした。定款第13条第3項に基づき、各候補者ごとに決議を行ってください。</p>	<p>ご指摘の通り改善します。</p>
		法人	<p>理事長の職務の執行状況の理事会報告について、定款第17条第3項に基づき、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上報告を行い、議事録にも残してください。</p>	<p>ご指摘の通り改善します。</p>
		法人	<p>報酬総額の公表について、平成31年度社会福祉法人現況報告書において理事の報酬総額が零となっており実態が反映されていませんでした。社会福祉法第59条の2第1項第3号の規定に基づき、同報告書において理事の報酬総額を公表してください。</p>	<p>ご指摘の通り改善します。</p>
		法人	<p>公印を理事長の自宅で管理しているとのことですが、平成13年7月23日付け社援発第1275号通知「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」に基づき、公印規程等を整備し適切に管理してください。</p>	<p>ご指摘の通り改善します。</p>
		会計	<p>サービス区分間における内部取引については、社会福祉法人会計基準第11条に基づき、その取引高を拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))及び拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))における「内部取引消去」欄で相殺消去してください。また、拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))に記載するべき科目に誤り(拠点区分間繰入金収入及び拠点区分間繰入金支出)がありましたので、適切な科目(サービス区分間繰入金収入及びサービス区分間繰入金支出)で記載してください。</p>	<p>ご指摘の通り改善します。(なお、契約の経理コンサルタント員より指導していただいで改善します。)</p>

令和元年度児童福祉施設(私立保育所)等実地指導監査結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
		会計	拠点区分資金収支計算書(第1号第4様式)の様式が社会福祉法人会計基準に則して作成されていませんでした(拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))の様式となっていました)。会計基準第17条第4項に基づき、小区分まで記載した拠点区分資金収支計算書を作成してください。	ご指摘の通り改善します。(なお、契約の経理コンサルタント員より指導していただいて改善します。)
		会計	拠点区分事業活動計算書(第2号第4様式)の様式が社会福祉法人会計基準に則して作成されていませんでした(拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑪))の様式となっていました)。会計基準第23条第4項に基づき、小区分まで記載した拠点区分事業活動計算書を作成してください。	ご指摘の通り改善します。(なお、契約の経理コンサルタント員より指導していただいて改善します。)
		会計	拠点区分貸借対照表(第3号第4様式)の様式が社会福祉法人会計基準に則して作成されていませんでした。会計基準第27条第4項に基づき、小区分まで記載した拠点区分貸借対照表を作成してください。	ご指摘の通り改善します。(なお、契約の経理コンサルタント員より指導していただいて改善します。)
		会計	決算手続きについて、年度末日における預金残高証明書を取引金融機関から徴収した際は、平成30年4月16日社援発0416第2号「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の一部改正について(指導監査ガイドライン)に基づき、決算書の現金預金残高と照合し、整合しない場合はその理由を明確にしておいてください。	ご指摘の通り改善します。(なお、契約の経理コンサルタント員より指導していただいて改善します。)
		会計	当期末繰越活動増減差額にその他積立金取崩額を加算した額に欠損があるにもかかわらず積立をしていました。その他の積立金は、当期末繰越活動増減差額にその他積立金取崩額を加算した額に余剰が生じた場合に、その範囲内で将来の特定の目的のために積立を行ってください。	ご指摘の通り改善します。(なお、契約の経理コンサルタント員より指導していただいて改善します。)
		会計	積立資産の貸借対照表の表示について、特定の目的の名称を付して表示していませんでした。社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い19に基づき、積立金に加え積立資産についても積立ての目的を示す名称を付し、同額の積立資産を積み立ててください。	ご指摘の通り改善します。(なお、契約の経理コンサルタント員より指導していただいて改善します。)

令和元年度児童福祉施設(私立保育所)等実地指導監査結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
		会計	<p>計算書類の注記事項について、「基本財産の増減の内容及び金額」、「固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」の事項が計算書類(貸借対照表)と不一致となっていました。会計基準省令第29条に基づき、計算書類の注記事項は適正に記載してください。</p>	<p>ご指摘の通り改善します。(なお、契約の経理コンサルタント員より指導していただいて改善します。)</p>
		会計	<p>計算書類の附属明細書について、基本金明細書が作成されていませんでした。社会福祉法人会計基準第30条に基づき、必要な附属明細書をもれなく作成してください。</p>	<p>ご指摘の通り改善します。(なお、契約の経理コンサルタント員より指導していただいて改善します。)</p>
		会計	<p>附属明細書に係る金額が計算書類と整合していない部分(積立金・積立資産明細書と事業活動計算書、基本財産及びその他の固定資産明細書と事業活動計算書及び貸借対照表)がありました。社会福祉法人会計基準第30条に基づき、正確に作成してください。</p>	<p>ご指摘の通り改善します。(なお、契約の経理コンサルタント員より指導していただいて改善します。)</p>
		会計	<p>財産目録の様式が従来そのまま作成されていました。財産目録は、会計基準第31条及び「会計基準の運用上の取り扱い」別紙4に基づき作成してください。</p>	<p>ご指摘の通り改善します。(なお、契約の経理コンサルタント員より指導していただいて改善します。)</p>

令和元年度児童福祉施設(私立保育所)等実地指導監査結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
令和元年10月21日	社会福祉法人 親永会	施設	<p>特例配置できない職員(経験年数が足りない)を有資格者が1名のみの時間帯に配置しています。実際は他の有資格者がフォローに入るとのことですがシフト表や超過勤務手当認定簿からは読み取れません。また、2歳児担当保育士1名※がシフトに組まれていません。実際はバスの運転や事務を行っているとのことですので、2歳児担当職員数の不足が懸念されます。適正な職員配置を行ってください。</p>	<p>監査後、有資格者2名を早朝当番に配置しました。11月のシフト表にも配置し、無資格者の職員は1月に特例配置できる為申請予定です。2歳児担当保育士もクラスに入るようにしました。11月のシフト表にも入れ込みました。また、11月よりパート保育士の増員配置しました。</p>
実地	認可保育所(私立) はじめ保育園	法人	<p>役員等の報酬基準については、社会福祉法施行規則第2条の42に基づき、支給の方法及び形態を定めてください。</p>	<p>規程の見直しを行い、支給方法及び形態を定めました。</p>
		会計	<p>資金収支計算書の「予算」の欄を確認したところ、平成31年3月14日に開催された理事会において議決された補正予算の予算額と一致していませんでした。会計基準の運用留意2に基づき、計算書類との整合性をとってください。</p>	<p>法人単位の資金収支計算書を修正し、差替えを行いました。</p>
		会計	<p>附属明細書に係る金額が計算書類と整合していない部分(事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書と貸借対照表内訳書及び拠点区分貸借対照表、基本財産及びその他の固定資産明細書と貸借対照表内訳書及び拠点区分貸借対照表、拠点区分計算書類に対する注記、資金収支内訳表及び拠点区分資金収支計算書)がありました。社会福祉法人会計基準第30条に基づき、正確に作成してください。</p>	<p>計算書類と附属明細書が整合が取れるよう修正し、差替えを行いました。</p>

令和元年度児童福祉施設(私立保育所)等実地指導監査結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
令和元年10月24日	社会福祉法人 育衛会		指摘事項なし。	
実地	保育所型認定こども園 ゆたかこども園			
令和元年10月25日	社会福祉法人 竹福会	法人	評議員会の開催について、理事会において評議員会の開催日時・場所及び議題等の決定をしていませんでした。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び社会福祉法施行規則第2条の12により、評議員会の開催については理事会の決議により日時・場所及び議題等を決定し、評議員会の招集通知には、開催日時・場所及び議案等を記載してください。	その後の理事会及び評議員会の間は14日あけました。(定款変更の決議時) 次回理事会より招集通知に漏れのないように記載しました。
実地	認可保育所(私立) 竹野町保育園	法人	理事会について、欠席した理事が提出した委任状で、書面による議決権の行使が行われていました。社会福祉法第45条の14第4項の規定に基づき、理事会に出席できない理事は欠席としてください。また、書面による決議の参加はできませんので、今後は行わないでください。	次回の理事会より出席者のみの決議としました。
		法人	理事長の職務執行状況について、理事会で報告が行われていませんでした。社会福祉法第45条の16第3項及び定款第17条第3項の規定に基づき、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上報告を行い、議事録にも残してください。	次回理事会より職務の執行状況を報告し議事録にも記載しました。
		会計	貸借対照表の積立金及び積立資産について、社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い19に基づき、積立金を計上する際は、積立での目的を示す名称を付し、同額の積立資産を積み立ててください。	速やかに税理士先生に伝えて、改善を要する事項通りに改善していただきました。

令和元年度児童福祉施設(私立保育所)等実地指導監査結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
令和元年10月25日    実地	社会福祉法人 輝風会	法人	<p>役員の選任にあたり、候補者がどの要件に該当しているか等の確認をしていることが議事録等で確認できませんでしたので、記録に残してください。また、候補者1人ごとに選任の決議を行ったことが評議員会議事録で確認できませんでしたので、定款第13条第4項の規定に基づき、1人ごとに選任し、議事録に記録してください。</p>	<p>次回の議事録より記載します。</p>
	認可保育所(私立) 風の子保育園	法人	<p>評議員会に提出された監事の選任に関する議案について、監事全員の同意を得ていませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項に基づき、現監事の同意を得てください。</p>	<p>次回より監事全員の同意を得ます。</p>
		法人	<p>理事会を開催したにもかかわらず、監事を招集していないことが複数回ありました。社会福祉法第45条の18第3項により準用される一般法人法第101条第1項の規定により、監事は理事会への出席の義務がありますので、必ず監事を招集してください。</p>	<p>次回より監事を招集します。</p>
		法人	<p>役員等報酬規程について、社会福祉法第45条の35第1項の規定に基づき、評議員会の承認を得てください。</p>	<p>評議員会の承認を得ます。</p>
		法人	<p>評議員会の開催について、理事会において評議員会の開催日時・場所及び議題等の決定をしていませんでした。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び社会福祉法施行規則第2条の12により、評議員会の開催については理事会の決議により日時・場所及び議題等を決定し、評議員会の招集通知には、開催日時・場所及び議案等を記載してください。</p>	<p>次回より理事会において、評議員会の開催日時・場所及び議題の決定し、評議員会の招集通知には、開催場所・場所及び議題等を記載します。</p>

令和元年度児童福祉施設(私立保育所)等実地指導監査結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
		法人	理事会の招集通知を省略する場合は、社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般法人法第94条第2項の規定に基づき、理事及び監事の全員の同意があったことを理事会議事録に記載するなど明確にしてください。	次回より記載します。
		法人	理事長の職務執行状況について、理事会で報告が行われていませんでした。社会福祉法第45条の16第3項及び定款第17条第3項の規定により、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上報告を行い、議事録にも残してください。	毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上報告を行い、議事録に残します。
		会計	経理規程第62条の注記事項に記載すべき項目が不足していました。社会福祉法人会計基準第29条に基づき、不足分を追記してください。また、法人の実態に合わせ、経理規程第6条の拠点区分・サービス区分についても見直しをしてください。	今年度より、拠点区分・サービス区分、共に見直しました。
		会計	貸借対照表上の借入金等の債権債務については、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取り扱いについて」6に基づき、貸借対照日の翌日から起算して1年以内に入金又は支払の期限が到来するものについては、流動資産又は流動負債に表示してください。(2回目)	今年度決算に訂正します。
		会計	附属明細書は「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」25の別紙の様式を用いて、会計基準第30条に基づき、計算書類の内容を補足する重要な事項を表示することになっていますので、計算書類と附属明細書が整合するように作成してください。	今年度決算より様式に合わせて作成します。

令和元年度児童福祉施設(私立保育所)等実地指導監査結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
		会計	<p>財産目録については、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取り扱いについて」26別紙4の様式を用いて、社会福祉法人会計基準第31条に基づき、法人全体の資産及び負債につき、その名称、数量、金額等を記載することになっていますので、定款に記載の基本財産をすべて記載してください。</p>	<p>次回より記載します。</p>
		会計	<p>貸借対照表及び財産目録に記載の現金・預金の合計と決算時に取得した残高証明書合計額が一致しませんでした。社会福祉法人会計基準第25条及び第31条に基づき、貸借対照表及び財産目録については、すべての資産等の状態を詳細に表示することになっていますので、原因を確認してください。</p>	<p>(借方)小口現金(貸方)当座預金とすべき仕分を(借方)当座預金(貸方)小口現金と起票していたために照合表及び出納長と元帳が、67,485円不一致となっていました。今期の期首の時点で修正しました。</p>

令和元年度児童福祉施設(私立保育所)等実地指導監査結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
令和元年10月29日  実地	社会福祉法人 笑顔の会	法人	役員の報酬等の総額および支給の基準について、評議員会で決議されていませんでした。社会福祉法第45条の16第4項により準用される一般法人法第89条、社会福祉法第45条の18第3項により準用される一般法人法第105条第1項、社会福祉法第45条の35第2項及び定款第10条に基づき、役員の報酬等の総額および支給の基準について、評議員会で決議してください。もしくは、役員報酬は現在、無報酬とのことであるため、無報酬である旨を定款に定めてください。	定款第21条(役員の報酬等)の事項を定款第8条の(評議員の報酬等)と同じ表現に改正します。
	認可保育所(私立) エンジェル保育園			
令和元年10月29日  実地	社会福祉法人 黒鳥福祉会	法人	代表権を有する役員の登記について変更決議後2週間を超えて登記されていませんでした。組合等登記令第3条第1項に定められた期限内(2週間)に行ってください。	今回は2週間以内に手続きを完了します。
	保育所型認定こども園 くろとりこども園	法人	役員の報酬等の総額および支給の基準について、評議員会で決議されていませんでした。社会福祉法第45条の18第3項により準用される一般法人法第105条第1項、社会福祉法第45条の35第2項及び定款第10条に基づき、理事及び監事の報酬等の総額および支給の基準について、評議員会で決議してください。もしくは、役員報酬は現在、無報酬とのことであるため、無報酬である旨を定款に定めてください。	臨時評議員会で決議しましたので、定款変更します。
	施設		平成30年12月の避難訓練が行われていませんでした。新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第7条に基づき、避難訓練を実施してください。	令和2年度より、避難訓練年間実施計画表と不審者対応防犯訓練の年間計画表を作成し、実施します。

令和元年度児童福祉施設(私立保育所)等実地指導監査結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
令和元年11月1日	社会福祉法人 大形福祉会	法人	評議員の選任について社会福祉法第39条に基づき「社会福祉法人の適正な運営について必要な見識を有する者」として選任したことがわかるよう記録に残してください。	次回から記載漏れのないよう気を付けます。
実地	認可保育所(私立) はず池保育園	法人	理事の選任について、社会福祉法第44条の4に基づき、理事のうちに「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」が含まれていることがわかるよう記録に残してください。	次回から記載漏れのないよう気を付けます。
		法人	監事の選任について社会福祉法第44条の5に基づき「社会福祉事業について識見を有する者」「財務管理について識見を有する者」として選任したことがわかるよう記録に残してください。	次回から記載漏れのないよう気を付けます。
		法人	監事の選任について、監事の選任議案が評議員会に提出される前に新監事2名についての現監事2名から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項に基づき、理事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に同意書等により現監事の過半数の同意を得てください。	次回より気をつけたいと思います。
		法人	理事長職務代理者の指名を行っていますが、社会福祉法第45条の17第1項に基づき、法人の代表権を有する者は理事長のみとされ、理事長の代表権を他の者に委任することはできませんので、職務代理者の指名は行わないでください。	次回より気をつけたいと思います。

令和元年度児童福祉施設(私立保育所)等実地指導監査結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
		法人	評議員会(定時評議員会を除く)の招集通知期間について、評議員会の日の1週間前までに発していませんでした(1日短い)。評議員会の招集通知については、社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第182条第1項の定めに基づき、評議員会の日の1週間前までに発してください。定時評議員会の場合は2週間前までに発してください。	次回より気をつけたいと思います。
		法人	監事が理事会を連続して欠席しています。社会福祉法第45条の18第3項により準用される一般法人法第101条に基づき、監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べてください。また、自然災害や本人の体調不良による欠席の場合はその理由を記録に残してください。	本人から辞退の申し出があったため、監事を変更しました。
		法人	施設長の選任について、理事会へ「報告」していました。社会福祉法第45条の13第4項第3号に基づき、重要な役割を担う職員の選任については、理事会の決議を経てください。	議事録に誤解がないよう、正確に記載するよう注意したいと思います。
		法人	理事長の職務の執行状況報告について、理事会の議事録では報告していることが確認できませんでした。定款第17条第3項に基づき、理事長は報告を行い、議事録に記録を残してください。	報告し、議事録に記載します。
		会計	その他の積立金の計上について、会計基準第6条第3項に基づき、理事会の決議に基づき行ってください。	次回の理事会より行います。

令和元年度児童福祉施設(私立保育所)等実地指導監査結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
		会計	<p>計算書類の附属明細書について、「基本財産及びその他の固定資産明細書及び引当金明細書」が作成されていませんでした。会計基準第30条に基づき、必要な附属明細書を作成してください。</p>	<p>明細書をファイルに綴じました。</p>
		会計	<p>附属明細書に係る金額が計算書類と整合していない部分(借入金明細書と貸借対照表)がありました。社会福祉法人会計基準第30条に基づき、正確に作成してください。</p>	<p>訂正いたしました。</p>

令和元年度児童福祉施設(私立保育所)等実地指導監査結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
令和元年11月1日	社会福祉法人 光寿会	法人	代表権を有する役員の登記について変更決議後2週間を超えて行なわれていましたので、組合等登記令第3条第1項に定められた期限内(2週間)に行ってください。	2週間以内に行うようにします。
実地	認可保育所(私立) 勝楽寺保育園	法人	評議員の選任について社会福祉法第39条に基づき「社会福祉法人の適正な運営について必要な見識を有する者」として選任したことがわかるよう記録に残してください。	評議員の選任について社会福祉法第39条に基づき「社会福祉法人の適正な運営について必要な見識を有する者」として選任したことがわかるよう記録を残します。
		法人	理事の選任について、社会福祉法第44条の4に基づき、理事のうちに「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」が含まれていることがわかるよう記録に残してください。	理事の選任について、社会福祉法第44条の4に基づき、理事のうちに「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」が含まれていることがわかるよう記録を残します。
		法人	監事の選任について社会福祉法第44条の5に基づき「社会福祉事業について識見を有する者」「財務管理について識見を有する者」として選任したことがわかるよう記録に残してください。	監事の選任について社会福祉法第44条の5に基づき「社会福祉事業について識見を有する者」「財務管理について識見を有する者」として選任したことがわかるよう記録を残します。
		法人	理事会及び評議員会への出席について、当日欠席している者についても、議題議案内容に同意をもらったという理由で出席扱いとし、議事録では全て「全員出席」と記載していました。理事会及び評議員会の出席については、決議は社会福祉法第45条の9第6項、第45条の14第4項の規定に基づき、議決に加わることができる者が出席し行ってください。また、書面等での意思表示は出席とは認められませんので、欠席として扱ってください。	理事会及び評議員会の出席については、欠席の場合は欠席として扱います。

令和元年度児童福祉施設(私立保育所)等実地指導監査結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
		法人	<p>監事の選任について、監事の選任議案が評議員会に提出される前に新監事2名についての現監事2名から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項に基づき、理事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に同意書等により現監事の過半数の同意を得てください。</p>	<p>監事の選任について、監事の選任議案を評議員会提出する前に、現監事の過半数の同意を得るようにします。</p>
		法人	<p>評議員会(定時評議員会を除く)の招集通知期間について、評議員会の日の1週間前までに発していませんでした(1日短い)。評議員会の招集通知については、社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第182条第1項の定めに基づき、評議員会の日の1週間前までに発してください。定時評議員会の場合は2週間前までに発してください。</p>	<p>評議員会の招集通知を開催の1週間前までに発します。また、定時評議員会の場合は開催の2週間前までに発します。</p>

令和元年度児童福祉施設(私立保育所)等実地指導監査結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
令和元年11月6日  実地	社会福祉法人 龍和会  認可保育所(私立) ひまわり保育園	法人	代表権を有する役員の登記について変更決議後2週間を超えて設定されていませんでした。組合等登記令第3条第1項に定められた期限内(2週間)に行ってください。	役員登記を完了しました。
		法人	定款第1条(目的)に小規模保育園の事業の記載がありませんでした。社会福祉法第31条第1項に基づき、速やかに定款変更の手続きを行ってください。	定款変更の決議は理事会承認を得ました。次回評議員会にて決議していただき、速やかに定款変更申請を行います。
		法人	役員及び評議員の報酬等の総額及び支給の基準について、評議員会で決議されていませんでした。社会福祉法第45条の18第3項により準用される一般法人法第105条第1項、社会福祉法第45条の35第2項及び定款第10条に基づき、理事及び監事の報酬等の総額及び支給の基準について、評議員会で決議してください。	次回定時評議員会にて決議します。
		法人	評議員会の開催にあたり、評議員会にかけの議案を理事会で決議したことが明確ではありませんでした。また、評議員会招集通知を、理事会で日時・議案等を決議する前に発出していました。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び社会福祉法施行規則第2条の12により、評議員会の開催にあたっては理事会の決議により日時及び場所並びに議題・議案を決定してください。	次回からは適切に運用し、評議員会を開催します。
		会計	経理規程第20条で補正予算については、評議員会の決議が必要となっていますが、実際は評議員会の承認を得ていませんでした。現状に合わせて経理規程第15条(予算の事前作成)とも整合するように理事会の決議のみと改正するか、予算については、補正予算も含めて評議員会で承認を得ることによるか検討し、補正予算を編成する場合は、経理規程等の手続を経るようしてください。	予算については、理事会決議のみとするよう、経理規程を変更します。

令和元年度児童福祉施設(私立保育所)等実地指導監査結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
令和元年11月6日	社会福祉法人 おさ垣会	法人	代表権を有する役員の登記について変更決議後2週間を超えて設定されていませんでした。組合等登記令第3条第1項に定められた期限内(2週間)に行ってください。	指導監査で指摘を受け、ただちに法務局に出向き、登記を行いました。
実地	認可保育所(私立) 袋津保育園	会計	経理規程第6条に規定されているサービス区分が「地域子ども・子育て支援事業」となっていますが、「袋津保育園」が適切ですので、改正してください。	ご指摘のとおり、保育園1園のみの運営であり、令和2年1月24日開催の理事会に付議し、経理規程を改正しました。
令和元年11月8日	社会福祉法人 鷹優福祉会	法人	理事及び監事の選任に係る評議員会決議について、議事録では各候補者ごとに決議されていることが確認できませんでした。定款第13条第3項の規定に基づき、評議員会において理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに決議を行うとともにその旨議事録に明記してください。	次回から議事録に明記します。
実地	認可保育所(私立) 新潟南保育園	法人	監事の選任について、監事の選任議案が評議員会に提出される前に新監事2名についての現監事2名から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項に基づき、理事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に同意書等により監事の過半数の同意を得てください。	次回から現監事2名の同意を得たことがわかるように記録します。

令和元年度児童福祉施設(私立保育所)等実地指導監査結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
令和元年11月12日	社会福祉法人 童育福祉会	法人	理事及び監事の選任に係る評議員会決議について、各候補者ごとに決議されていませんでした。定款第13条第3項の規定に基づき、評議員会において理事及び監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに決議を行い、その旨議事録に明記してください。	次期任期時に改善します。
実地	認可保育所(私立) 松美保育園	法人	理事のうちに「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」、「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」として適正な手続きにより選任された者が含まれていることが議事録等から確認できませんでした。社会福祉法第44条第4項の規定に基づき、上記要件を満たす者として適正な手続きにより選任し、その記録を残してください。	次期任期時に記載します。
		法人	監事の選任について、監事の選任議案が評議員会に提出される前に、新監事2名についての現監事2名から同意を得ていることが確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項の規定に基づき、理事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に同意書等により監事の過半数の同意を得てください。	次期任期時に同意を得ます。
		法人	理事及び監事の報酬等の総額について、評議員会で決議されていませんでした。社会福祉法第45条の16第4項により準用される一般法人法第89条及び定款第21条に基づき、理事及び監事の報酬等の総額について、評議員会で決議してください。	次期評議員会で決議します。
		法人	理事、監事及び評議員に対する報酬等について、定めるべき支給基準のうち、「支給の方法」、「支給の形態」が定められていませんでしたので、社会福祉法施行規則第2条の42に基づき「役員等報酬規程」に追記してください。また、「役員等報酬規程」の内容について、「理事を兼ねる評議員が」という記載がありました。社会福祉法第40条第2項の規定に基づき、評議員の兼職は禁止されていますので、規程の内容を修正してください。	是正及び修正しました。

令和元年度児童福祉施設(私立保育所)等実地指導監査結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
		法人	<p>理事、監事の報酬総額の公表について、平成30年度社会福祉法人現況報告書において、理事、監事の報酬総額が「0」となっており、実態が反映されていませんでした。社会福祉法第59条の2第1項第3号の規定に基づき、同報告書において理事、監事の報酬総額等を公表してください。</p>	<p>現在、定款、役員等名簿、報酬等の支給基準のアップロードのみの利用しかできない状態ですので令和2年度の入力より改善します。</p>
		法人	<p>評議員会の招集について、理事会の決議により定められていませんでした。評議員会を招集する場合は、社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び社会福祉法施行規則第2条の12の規定に基づき、評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定を理事会で決議した後に、評議員に対し招集を通知してください。</p>	<p>次回の評議員会招集の際には是正いたします。</p>
		法人	<p>評議員会の議事録について、議事録署名人として選出された評議員1名が署名していました。定款第14条第2項の規定に基づき、会議に出席した評議員のうちから選出された評議員2名が記名押印又は署名してください。</p>	<p>次回の評議員会時には是正します。</p>
		法人	<p>理事会の議事録について、議事録署名人として選出された理事2名が署名していました。定款第27条第2項の規定に基づき、出席した理事長及び監事が議事録に記名押印又は署名してください。</p>	<p>12月の理事会より改善しました。</p>
		会計	<p>資金収支計算書の予算欄の金額は、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」2(1)に基づき、理事会で承認された最終補正予算額と一致させてください。</p>	<p>今年度最終予算で改善します。</p>

令和元年度児童福祉施設(私立保育所)等実地指導監査結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
		会計	<p>計算書類の注記事項について、「固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」の事項が計算書類と不一致となっていました。会計基準省令第29条に基づき、計算書類の注記事項は適正に記載してください。</p>	<p>次年度収支計算書より改善予定。</p>

令和元年度児童福祉施設(私立保育所)等実地指導監査結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
令和元年11月14日  実地	社会福祉法人 守孤扶独幼稚児保護会  認可保育所(私立) 赤沢保育園	法人	評議員会の決議により理事及び監事を選任していますが、各候補者ごとに決議を行っていませんでした。定款第13条第3項に基づき、各候補者ごとに決議を行ってください。	次回議事録作成時にはその旨を明記します。
		法人	監事の選任について、監事の選任議案が評議員会に提出される前に新監事2名についての現監事2名から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項に基づき、理事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に同意書等により監事の過半数の同意を得てください。	次回から同意を得たことがわかるように記録に残します。
		法人	理事会への出席について、理事会に2回以上連続で欠席している理事がいました。平成30年4月16日社援発0416第2号「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の一部改正について(指導監査ガイドライン)に基づき、当該理事が名目的、慣例的に選任されていないか再度確認してください。	日程調整をしっかりと行い、連続欠席のないようにします。
令和元年11月14日  実地	社会福祉法人 心和会  保育所型認定こども園 瑞穂こども園	法人	監事の選任について、監事の選任議案が評議員会に提出される前に新監事2名についての現監事2名から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項に基づき、理事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に同意書等により監事の過半数の同意を得てください。	同意書を作成します。
		法人	評議員会の召集について、理事会の決議により定められていませんでした。評議員会を召集する場合は、社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条に基づき、評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定を理事会で決議したのちに、評議員に対し召集を通知してください。	次回から理事会で評議員会の日時、場所、議題・議案について決議し、評議員会を招集します。
		法人	定款細則について、理事に委任される範囲が明確になっていませんでした。社会福祉法第45条の13第4項の規定に基づき、理事会の決定において理事に委任される範囲を明確に定めてください。	定款細則を変更します。
		施設	延長保育の時間の際に、園だよりに開園時間を短くする旨の記載がありますが、開園時間については、新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第47条に基づき、保護者の労働時間や家庭の状況等を考慮し、園の都合で短くすることがないようにしてください。	令和2年度から中止します。

令和元年度児童福祉施設(私立保育所)等実地指導監査結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
令和2年2月17日       実地	社会福祉法人 幸栄振興会	法人	役員報酬について、定款に定めておらずかつ無報酬とする場合は、社会福祉法第45条の16第4項により準用される一般法人法第89条に基づき、評議員会で無報酬であることを決議してください。	令和2年6月の定時評議員会で決議します。
	認可保育所(私立) 中道山保育園	法人	理事会議事録について、定款上の議事録署名人(理事長と出席した監事)と一致していませんでした。社会福祉法第45条の14第6項及び定款第27条第2項に基づき、出席した理事長及び監事が議事録に署名又は記名押印するよう是正してください。	次回の理事会より定款27条第2項に従って署名を行います。
		法人	評議員の選任について、園の職員が評議員を兼ねていました。社会福祉法第40条第2項に基づき、職員が評議員を兼ねることはできませんので是正してください。	再度適任者を推薦し、評議員選任・解任委員会で選任されました。
		施設	防火管理の自主点検を行い、記録に残してください。	防火管理者点検表を基に、担当者を決めて実施します。
		施設	1階及び2階のトイレの中にピューラックスがありました。薬品は鍵のかかる場所で保管できるように検討してください。	鍵のかかる所に保管します。
		施設	不審者対応訓練は定期的実施してください。	年2回、避難訓練に合わせて実施します。
		施設	苦情解決の仕組みについて、園内の見やすい場所に掲示してください。	園内の玄関の掲示板に掲示します。